

令和元年第4回平取町議会臨時会（開会 午前9時29分）

議長 皆さんおはようございます。ただいまより令和元年第4回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、1番金谷議員、2番高山議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番 櫻井議員 本日、召集されました第4回議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議し、会期につきましては本日5月27日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成31年2月分及び3月分の出納検査の結果報告書が提出されましたのでその報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長 それでは要望経過報告をいたします。要望項目、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化について要望してございます。要望先は北海道地方環境事務所であります。要望月日は3月27日でございます。要望者は日高町村会日高総合開発期成会の連名により日高管内7町長で要望してございます。日高山脈襟裳国定公園の国立公園化につきましては、雄大な自然に恵まれた日高管内はその全域が北海道の背骨と言われる日高山脈に接しています。当公園につきましては、昭和56年10月1日に国定公園に指定をされておりまして、北海道の管轄として現在に至ってございます。当公園が織りなす四季折々の風景は国内外に誇り得るものでございまして、日高の豊かな自然を守り次世代に継承していくことが重要でございます。つきましては、近年の高山植物衰退への保全対策の更なる推進や新たな利用拠点の整備などにより、地域の魅力向上が期待されることから国立公園の早期指定について要望をしたところでございます。特に指定見直しについては公園区域の変更、保護区分の見直しに当たっては地権者並びに地域住民の意向を十分に踏まえるように強く要望したところでございます。こ

れに対し北海道地方環境事務所長からは、当公園エリアにつきましては、自然がすばらしく国立公園としての条件が揃っているとのことでございます。また大半のエリアについては、国有林、道有林が中心となり、一部区域拡張もあるとのことでございます。今後の指定については、法的な手続きのもと自然保護計画と利用計画の両面の計画案を策定して地域と協議を進めたいとのことでございます。この国立公園化については、十勝側からも要望がございまして、これらの地域と一体となることが望ましいということで両地域との協議が整った場合は、国の中央環境審議会で最終決定されるとのことでございます。その指定までには3年程度の期間を要するとの回答でございます。以上で行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号平取町税条例等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第1号平取町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。説明の前に、大変申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いいたします。8ページ、下から10行目になりますが、第4条平取町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）となっておりますが、ここを（平成29年条例第3号）に訂正願います。大変申し訳ありませんでした。それでは、議案書1ページをお開きください。議案第1号平取町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。平取町税条例等の一部を改正する条例について地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。次ページをお開きください。平取町税条例等の一部を改正する条例ですが、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日に公布され、いずれも原則として平成31年4月1日から施行されるため、平取町税条例の一部を改正するものであります。議案書2ページから12ページまでが改正条文、13ページから32ページまでが新旧対照表となりますが、始めに本日お配りしました改正概要により、主な改正内容についてご説明いたします。平取町税条例等の一部を改正する条例改正概要といたしまして、まず一番目に個人住民税関係です。（1）ふるさと納税制度の見直しです。過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方団体について、ふるさと納税の対象外にすることができるよう制度の見直しを行うものです。これまでどの地方団体に寄附をしても特例的な控除が受けられていましたが、一定の基準に適合する団体として総務大臣が指定した団体に対する寄附が、これまでと同じように特例的な税額控除の対象となるものです。この一定の基準に適合する団体とは、寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品は地場産品を使用すること、いずれも満たす地方団体が対象となります。続きまして、

(2) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置です。消費税率引上げに伴う対応として、消費税10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合、これは特別特定取得とされます。この住宅ローンの控除期間が、現行10年から3年延長とされ、延長される控除期間においても所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同様、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。(3) 個人住民税の非課税措置ですが、これは子どもの貧困に対応するための措置で、事実婚状態でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受け、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税にする措置です。次に、固定資産税関係ですが、新築住宅に係る軽減措置の新設です。今回あらたに新設されるものは、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の規定です。次に、法人税関係ですが、法人住民税、法人事業税や地方消費税の申告書の電子情報処理組織による提出の義務化に伴う提出方法の柔軟化及び提出が困難である場合の措置の規定です。次に、軽自動車税関係です。消費税10%への引上げにあわせて、車体課税の大幅な見直しが行われます。一つに、保有課税の恒久減税で、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率が引き下げられます。また、この恒久減税による地方税財源の確保ということで、環境性能割の税率の適用区分の見直し、グリーン化特例の見直し、エコカー減税の軽減割合等の見直しなどが年次ごとに実施されます。二つ目に、環境性能割の臨時的軽減として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減される措置が、本年10月1日施行されます。主な改正内容については以上です。改正条文ですが、第1条から第3条が、個人住民税に係る改正要件、固定資産税の軽減措置の新設、軽自動車税に係る税率改正等になります。これが段階的及び年次による改正規定となっておりますので第1条から第3条の規定としております。第1条改正は、平成31年4月1日及び令和元年6月1日施行分、第2条改正は、令和元年10月1日及び令和2年1月1日施行分、第3条改正は、令和3年1月1日及び4月1日施行分となっております。また、第4条と第5条改正は、「平取町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」としており、第4条については、平成29年3月議会において改正した条例の一部を改正、第5条については、平成30年3月議会において改正した条例の一部を改正するものです。それでは、13ページ新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案ですが、32ページまで表が及びますので、法改正に伴う字句・文言の整理、条項番号の変更、期間の延長等、所要する規定の整備については説明を省略させていただきます。改正案でご説明させていただきます。13ページ第1条による改正に係るものです。第34条の7、寄附金税額控除で特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正です。第7条の3の2、住宅ローン控除に係る特別特定取得を

した場合の控除期間の拡充、特別税額控除に係る申告要件の廃止の改正です。14ページ第7条の4から15ページ第9条の2までは、特例控除対象寄附金とする改正に伴う規定の整備です。16ページ第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定ですが、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の規定で、法規定の新設による改正です。以下、新設に伴う項ズレの改正です。18ページ第16条、軽自動車税の税率の特例でグリーン化特例について3段階で改正するもので、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除したものです。21ページ第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例ですが、前条第16条の改正に伴い3段階で改正するものです。22ページ第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置の規定の整備です。続きまして、同じく22ページ第2条による改正に係るものです。第36条の2から、24ページ第36条の4までは、町民税の申告書記載事項の簡素化、単身児童扶養者の扶養親族申告書の記載事項の追加を規定しています。24ページ第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税とする臨時的軽減措置の規定の新設です。同じく第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定の新設です。25ページ第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、税率を1%減とする臨時的軽減の規定の新設です。同じく、第16条、軽自動車税の税率の特例でグリーン化特例について重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設したものです。27ページ第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例ですが3段階で改正する2回目です。続きまして、同じく27ページ第3条による改正に係るものです。第24条、個人の町民税の非課税の範囲の規定ですが、単身児童扶養者の非課税措置の対象の追加による改正です。28ページ第16条、軽自動車税の税率の特例で、グリーン化特例について令和4年度分及び令和5年度分の軽課の適用対象を電気自動車等に限定するものです。同じく、第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例ですが、3段階で改正する3回目です。続きまして、29ページ第4条による改正に係るものです。この改正につきましては、平成29年3月議会において改正した条例の、軽自動車税に係る規定の整備をしています。続きまして、30ページ第5条による改正に係るものです。この改正につきましては、平成30年3月議会において改正した条例の法人税に係る規定の整備で、法人町民税の申告納付についての宥恕措置を規定するものです。10ページにお戻りください。附則となりますが、施行期日及び経過措置を規定しています。第1条において、平成31年4月1日から施行とし、改正条文第1条から第3条に規定された内容について、第1号から第5号の規定により、それぞれ施行期日が定められているところです。

以上で、説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町税条例等の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号平取町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第2号、平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので議案書33ページをお開き願います。平取町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町介護保険条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源として、従来から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者にかかる軽減率をさらに強化するとともに、新たに軽減措置対象者を、第2段階、第3段階にまで広げ低所得者にかかる介護保険料の軽減措置を拡充するものでございます。それでは改正理由につきましてご説明申し上げますので35ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものでございます。第2条第1項の規定については、今回の一部改正に合わせて元号を改めるものでありまして、条文中の平成32年度を令和2年度に改めるものであります。また、同条第3項の規定についても同様に、条文中平成30年度から平成32年度を、令和元年度及び令和2年度に改め2万5920円を2万1600円に改正するものであります。この第1段階の第1号被保険者における軽減後の保険料の算定につきましては、第7期平取町介護保険事業計画に定める平取町における介護保険料の基準額5万7600円に今回改正されました保険料基準額に対する割合0.375を乗じたものであります。次に、新たに軽減措置の対象となる第2段階及び第3段階の第1号被保険者における軽減後の保険料の算定基準を定めるため、同条に次の2項を加え、それぞれ所要の規定を整備したものであります。なお、第2段階及び第3段階の第1号被保険者における軽減後の保険料の読み替え算定につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、平取町における介護保険料の基準額5万7600円に第2段階で0.625、第3段階で0.725の割合をそれぞれ乗じたものであります。また附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し平成31年4月1日から適用するものであります。改正後の平取町介護保険条例第2条の規定は令和元年

度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするところです。

以上、平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げますので、議案36ページをお開き願います。提案理由は、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約」の構成団体について、解散、脱退による異動があり、規約の変更を行なう必要が生じたことから、地方自治法第290条の「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」という規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものでございます。変更内容についてご説明いたしますので、議案書37ページをお開き願います。同組合の規約別表第1中、十勝管内の「池北三町行政事務組合」「日高地区交通災害共済組合」「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬祭組合」をそれぞれ組織の解散により削除するものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、施行しようとするものであります。

以上、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号北海道町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げますので、議案書38ページをお開き願います。提案理由は、「北海道市町村総合事務組合」の構成団体について、脱退による異動があり、市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものがあります。この度は、それぞれの組合が解散したことによる規約の変更となっております。変更内容をご説明いたしますので、議案書39ページをお開き願います。同組合規約別表第1、空知総合振興局(33)の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬祭組合」を削り、同表の日高振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同じく十勝総合振興局(24)の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削除するものです。また、別表第2の9の項中「北空知葬祭組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削るものです。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行しようとするものであります。以上、「北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案」に関する説明を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号北海道町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げますので、議案書40ページをお開き願います。提案理由は、「北海道市町村職員退職手当組合」の構成団体について、脱退による異動が

あり、その規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものでございます。変更内容をご説明いたしますので、議案書41ページをお開き願います。同組規約別表(2)、一部事務組合及び広域連合の表、空知管内の項中「北空知葬祭組合」、日高管内の項中「日高地区交通災害共済組合」、十勝管内の項中「池北三町行政事務組合」をそれぞれ解散により削除するものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、「北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約案」に関する説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号北海道市町村職員退職手当組規約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは議案書の42ページ、議案第6号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由と変更内容をご説明申し上げます。過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法及び事務処理要領に基づき事業の項目の追加や大幅な事業量の増減に伴い計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決をいただくことになっております。なお、知事との事前協議及び町議会の議決を要しない軽微な変更については、平取町過疎地域自立促進市町村計画の策定以来、毎年予算が確定し変更の必要が生じた都度、事務処理要領によって行っているところです。この度、総合計画の事業実施計画及び今年度予算の確定に伴い、本町の平成28年度から平成32年度、令和2年度までの過疎地域自立促進市町村計画の本文中に事業名の追加及び事業名の追加を伴う概算事業費合計額の概ね2割を超える変更が必要となったため、更には事業内容の追加及び一部事業内容の変更についてもあわせて提案を行うものです。なお、知事との協議につきましては令和元年5月23日付けで協議が整い、今回の提案となった次第です。議案書の43ページをお開きください。お手数で

すが、あわせて本日配布をさせていただきました平取町過疎地域自立促進市町村計画をご参照いただければと存じます。43ページ、1産業の振興(3)計画に以下の表のとおり事業を追加するものです。過疎地域自立促進市町村計画の14ページの変更となりますのでご参照いただければと存じます。事業内容は記載のとおり町民体育館等の照明のLED化等の省エネルギー化となっております。続いて議案書43ページ中ほどの、4高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(3)計画に以下の表のとおり事業を追加するものです。こちらは過疎地域自立促進市町村計画の26ページの変更となります。事業内容は記載のとおり、小規模多機能型居宅介護施設整備事業の調査設計、実施設計及びグループホームの移転改築工事となっております。続いて議案書44ページ、6教育の振興(3)計画に以下の表のとおり事業を追加するものです。過疎地域自立促進市町村計画の29ページから30ページの変更となります。記載のとおり校舎の改修等の整備事業、照明のLED化等の省エネルギー化、屋内運動場の大規模改修、過疎地域自立促進市町村計画の30ページ、屋外運動場の排水暗渠工事、公民館の舞台照明機器の更新、照明のLED化等の省エネルギー化及び沙流川アート館、豊糠生活改善センター、みどりが丘住民センターの改修工事、ふれあいセンターびらとりの照明のLED化等の省エネルギー化等となっております。続いて議案書45ページ、8集落の整備(3)計画に以下の表のとおり事業を追加するものです。過疎地域自立促進市町村計画の35ページの変更となります。就農チャレンジ農場整備事業として、雇用型就農を創設し、産地維持を図ろうとするものです。続いて議案書45ページ中ほどに記載のとおり、9その他地域の自立促進に関し必要な事項に(3)計画を追加するものです。過疎地域自立促進市町村計画の36ページのとおり、計画表を新たに追加しています。事業内容としましては、町民税1%町づくり事業及びバイオマス利活用事業となっております。議案書の46ページ以降54ページまでは、過疎地域自立促進市町村計画の新旧対照表となっておりますのでご参照ください。議案書の55ページから66ページにつきましては、概算の事業費と年度区分を合わせて記載した新旧対照表となっておりますのでこちらもあわせてご参照ください。また、本日参考資料として平取町過疎地域自立促進市町村計画変更箇所の一覧表を配布させていただきました。こちらは概算事業費のみの軽微な変更もあわせて掲載していますので参考にさせていただければと存じます。なお、事業費の下段の括弧書きの数値が変更前の概算事業費となっておりますので申し添えます。

以上、議案第6号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由と変更内容をご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。6番櫻井議員。

6 番
櫻井議員

6 番櫻井です。教育の振興というところで、ページ数でいえば44ページですね、これが集会施設の生活館等整備事業ですが、これはみどりが丘の住民センターというのは、集会施設として当初から当然、登録されているのでしょうか、使用目的が変わってきたときでも適用されるのかというか、集会施設ではないにもかかわらず、今使われていますよね。これは生活館条例で管理するものなのですか、やっぱり。その辺を伺いたいのですが。

議長

教育長。

教育長

質問にお答えしたいと思います。櫻井議員おっしゃるとおりですね、みどりが丘住民センターにつきましては、昨年5月から学習塾、義経塾ということで利用しております。基本的にはですね、集会施設という位置づけでみどりが丘住民センター付近の町内会の会議等で使用する場合については、みどりが丘住民センター学習塾をやっている中の部屋を利用できるというようなかたちで進めてきておりますので、整備等については生活館等の整備ということで、この中に載っているようなかたちになっております。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号令和元年度平取町一般会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号「令和元年度平取町一般会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明いたしますので、68ページをお開きください。元号が改まったことに伴うその取扱いにつきましては、国の予算においては会計年度の名称については、原則、改元日以降は「令和元年度」とすることから、元号を改める政令の施行に伴い、元号による年表示については、平成31年度を令和元年度に読み替えることといたします。令和元年度平取町一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ、9220万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ、60億8020万5千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また、第2条で、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によることとしております。それでは、「歳入歳出予算事項別明細」の歳出から説明いたしますので、75ページをお開きください。4款1項4目環境衛生費19節負担金、補助及び交付金217万8千円の増額です。これは、平取町浄化槽設置整備事業において、補助希望を取りまとめた結果、予定基数8基に対し12基分の申込が有り、そのうち胆振東部地震による浄化槽交換が複数含まれていること、また、汲取り便槽から浄化槽への申込が例年より多いことに加え、新たに単独浄化槽からの転換における宅内配管分の上乗せ補助が新設されたことから、補助金の予算を補正するもので、内訳は新築5人槽1基、改修5人槽2基、新築10人槽1基、単独転換7人槽の宅内配管分となっています。続きまして、下段の9款4項1目社会教育総務費13節委託料81万5千円の増額、14節使用料及び賃借料10万円の増額、合計91万5千円の補正ですが、これは、文化庁の委託事業である「伝統文化親子教室」に、「平取町伝統文化雅楽子ども教室」として申請していたところ、この度、採択されたもので、当初予算に計上していなかった経費をこの度予算補正をするものです。この事業の目的としましては、雅楽教室を行うことにより、子ども達が伝統文化への関心を高め、豊かな感性、創造力を育むことにつながるものと考えて、事業概要は、雅楽子ども教室を各地で実施し、教室で学んだ成果を文化祭で発表することとしています。13節の委託料は、雅楽教室の開催等を日高雅楽会に再委託することとし、その運営に係る講師の謝金や旅費等の経費として81万5千円、14節の使用料及び賃借料は、衣装・用具借上げ料の10万円の予算計上としています。財源は全て、文化庁からの委託金となっています。次に、76ページ上段10款1項1目現年発生災害復旧費11節需用費修繕料170万円の増額です。これは昨年の胆振東部地震や頻繁に発生した余震も含め、最終的には今年2月に発生した震度4の地震により町営住宅の浄化槽が損傷したことから修繕を実施するものです。実施する町営住宅は新二風谷団地の6・7号棟2箇所、去場1号棟1箇所、計3箇所となっております。15節工事請負費390万円につきましては、需用費同様、地震の影響により新二風谷団地の7人槽浄化槽の取替工事を実施するものです。1目の現年発生災害復旧費としては、需用費、工事請負費、合計560万円を補正し、財源は災害復旧事業債を充当するものです。続きまして、下段10款2項1目林業施設災害復旧費13節委託料150万円で、奥地林道ヌタップ線災害復旧事業調査設計委託料についてですが、既に工事を発注している12号箇所から14号箇所の1工区ですが、今月の13日に日高振興局との現地踏査を実施したところ、13号箇所の一部において災害査定当時より被災箇所が大きく広がっていることを確認し復旧工法の一部を追加変更することとなりました。法面部分が20メートル近く崩壊している状況であることから本工事で復旧する必要があり、しかし、既に災害査定は終了していることから、改めて国と追加変更部分について早急に協議を行う必要があることから、そのための調

査設計費用の予算を補正するものです。15節工事請負費8098万2千円、奥地林道スタッフ線補助災害復旧工事ですが、平成30年度から3カ年の復旧計画で本年1月の臨時議会において第1期計画分の予算を補正し、既に4月から工事を実施していますが、この度、北海道から現段階で災害復旧費の追加配分を行いたい旨、連絡がありましたので、本林道の早期復旧をする必要があることから、第2期計画分のうち一部、11号箇所、事業延長87メートルを、今年度前倒しをして実施するために、予算を補正するものです。本事業を実施することで、復旧スケジュールが3カ年から2年に短縮される可能性がでてきております。本事業につきましては、補助率が99.8%となっています。次に、77ページの上段10款3項1目その他公共施設災害復旧費11節需用費修繕料103万円の追加です。これは説明に記載しているとおり、「びらとり温泉」にかかるエアコンの修繕となっております。去年の胆振東部地震及びその後頻りに発生した余震の影響も含め、最終的には2月に発生した震度4の地震により室外機と内部からの配管接合部分が破損し、屋外設置の室外機内部の圧縮機のオイルが酸化したことにより、修理困難な状況になったことから室外機を取り替える修繕を実施するものです。次に、「歳入」についてご説明しますので、72ページをお開きください。上段15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金64万8千円の増額です。これは、歳出の75ページ上段で説明をしました合併浄化槽設置費補助金に要する経費に対する循環型社会形成推進交付金として国から町に交付されるもので、5人槽の補助基本額が35万2千円、10人槽が58万8千円、7人槽の宅内配管が30万円となっており、64万8千円の追加交付を見込んでいます。次に下段15款3項4目教育費国庫委託金新たに節を追加し3節とし、伝統文化親子教室事業委託金91万5千円の追加です。これは、歳出75ページ下段でご説明いたしました、文化庁からの委託事業について、事業費に対して10/10の委託金が交付されるものです。次に73ページ上段16款2項新たに目を追加し8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金8082万円の追加です。これは、歳出76ページ下段でご説明いたしました奥地林道スタッフ線補助災害復旧工事に対して、国から北海道を通じて町に補助されるもので、歳出でも説明したとおり事業費に対して補助率99.8%となっています。次に下段20款1項1目1節繰越金312万2千円の追加で、今回の補正に関して国庫補助金、国庫委託金、道補助金、起債の特定財源を充当し、不足となる財源を平成30年度繰越金から求めようとするものでございます。次に74ページ上段22款1項、新たに目を追加し、10目災害復旧事業債1節公共土木施設災害復旧事業債単独災害復旧事業560万円、2節農林水産業施設災害復旧事業債林業施設災害復旧事業10万円、3節その他公共施設災害復旧事業債単独災害復旧事業100万円、10目合計670万円は、76ページ、77ページでご説明した公営住宅の浄化槽の災害復旧事業、奥地林道スタッフ線の補助災害復旧事業、びらとり温泉の災害復旧事業に対し

て、災害復旧事業債にその財源を求めるもので、元利償還額に対して交付税措置がされることになっております。交付率は補助災害、単独災害等、市町村の財政力により異なりますが、平成30年度の交付税の算定内容を確認すると約65%が交付税措置されている状況です。歳入歳出事項別明細書については、以上です。次に70ページ「第2表地方債補正」をお開きください。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を、それぞれ明示したものでございます。「起債の目的」は、「災害復旧事業」で今回、災害復旧事業債で限度額を670万円とするものでございます。次に、78ページの「地方債の前前年度末における現在高ならびに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」をご覧ください。前前年度・平成29年度末現在高、前年度・平成30年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和元年度末の現在高見込みにつきましても、それぞれ記載のとおりです。

以上、議案第7号「平取町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第11、議案第7号令和元年度平取町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第12、報告第1号放棄した債権の報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号放棄した債権の報告についてご説明いたします。議案書79ページをお開きください。平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。本条例に基づき放棄をした債権については、同一人における同一債権が100万以下の債権について放棄をしたものであります。なお、債権放棄調書につきましても、それぞれの債権の基本情報となっておりますので、説明は省略させていただき、要件ごとの総括表で説明いたします。80ページをご覧ください。生活保護等の要件による債権放棄でございます。この要件につきましては、生活保護法の規定による保護受給者、またはこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難であり、回収の見込みがない債権について放棄するものであります。債権は、専用栓使用料で、2名の債務者で3件の債権、合計4万35

90円の債権放棄額となります。82ページをご覧ください。同じく生活保護等の要件による債権放棄でございます。債権は、排水処理施設使用料で、2名の債務者で3件の債権、合計1万500円の債権放棄額となります。84ページをご覧ください。消滅時効に係る期間が満了した要件による債権放棄でございますが、今回この要件で放棄する債権は、債務者がすでに死亡している者、平取町より転出後に死亡している者、または生活困窮である者、居所及び生存不明の者の債権を、この区分で整理しました。債権管理システムにより精査をし、さらに債権者の調査を行ったうえで、回収の見込みがないと判断した債権を放棄するものです。債権は、町営住宅使用料で、4名の債務者で8件の債権、合計39万9270円、専用栓使用料で、42名の債務者で102件の債権、合計199万4060円、社会福祉資金貸付金で、2名の債務者で3件の債権、合計5万円、児童発達支援利用者負担金で、1名の債務者で1件の債権、合計689円、医業収入で15名の債務者で30件の債権で、合計30万2810円債権放棄額につきましては、144件の債権で、総額274万6829円となります。95ページをご覧ください。同じく消滅時効に係る期間が満了した要件による債権放棄でございますが、これも債務者がすでに死亡している者、平取町より転出後に死亡している者、または生活困窮である者、居所及び生存不明の者の債権をこの区分で整理しました。債権は、排水処理施設使用料で、37名の債務者で96件の債権、合計63万8150円の債権放棄額となります。101ページをご覧ください。強制施行等の要件による債権放棄でございます。この要件につきましては、担保権の実行（地方自治法施行令第171条の2）などの法的手段を尽くしても、なお回収できない債権について放棄をするものです。債権は、住宅改良資金貸付金元利収入で、1名の債務者で1件の債権、合計36万6204円の債権放棄額となります。この債権につきましては、担保物件に係る任意競売等による売却の全額を債務の弁済に充てた後の残債務について債権放棄をするものです。条例に基づく債権放棄額の総額は、106名の債務者で、債権247件、総額380万5273円となります。以上で、平取町債権管理条例に基づく放棄した債権についてご報告申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

以上で日程第12、報告第1号放棄した債権の報告についてを終了いたします。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案7件で原案可決7件、報告1件となっています。以上で全日程を終了しましたので、令和元年第4回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

（閉 会 午前10時30分）

